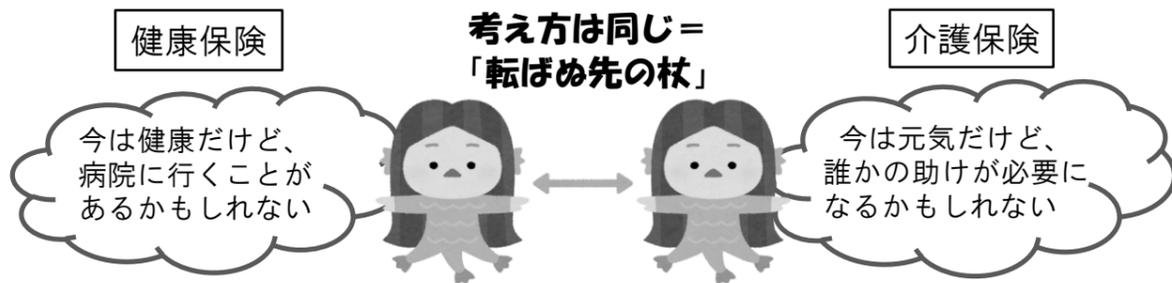


納めましょう 介護保険料 ～介護保険課からのお知らせ～

後志広域連合では、介護保険料を納めていない方に対して督促状や勧告書などにより納付のお知らせをしています。滞納した保険料は一括納付が原則です。

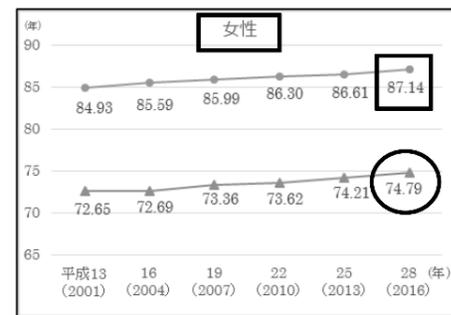
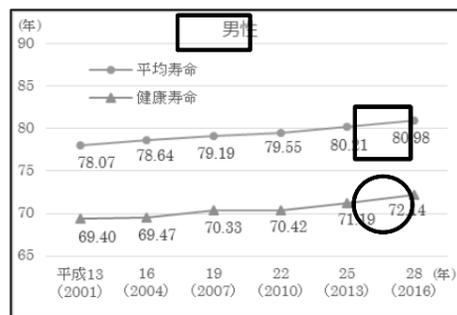
◇ みんなで支え合うため

介護保険制度は、健康保険と同じく社会全体で介護の必要な方に費用を給付し、支え合う制度です。将来、介護を必要とする場面になったとき、しっかりと納付を行っていただければ所得に応じた負担で介護サービスを受けることができます。



◇ 将来へ備えるため

元気に自立して過ごせる期間である「健康寿命」と平均寿命との差は8～13歳ほどあり、その間は誰かのサポート（介護）を必要とする可能性があります。

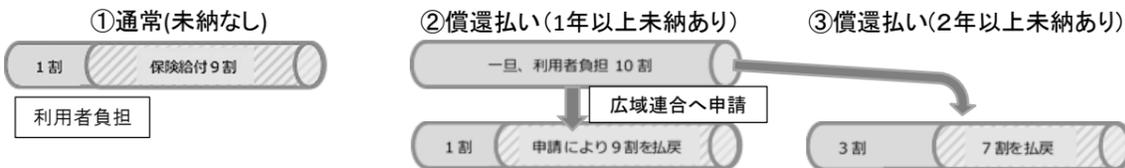


出典：内閣府 『令和3年版高齢社会白書』

◇ 共同連帯を図るため

介護保険法に基づき、介護保険料未納の期間に応じて様々な措置（制限）があります。
 滞納期間 例1：1年超え（償還払い化）⇒ 利用したサービス費用が一旦全額自己負担。
 例2：2年超え ⇒ 自己負担割合が3割または4割に引き上げ

○滞納支払イメージ(自己負担1割)



滞納が続くとサービス利用に制限を受けたり、費用負担が重くなります。経済的な理由から納付が難しい場合、分割による納付を認める場合があります。一度、当連合まで納付相談をしてください。

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
 TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
 メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
 ホームページ http://www.shiribeshi-kouiki.jp/

第34号 令和4年4月

令和4年第1回後志広域連合議会定例会を開催

令和4年2月28日、倶知安町ホテル第一会館において、令和4年第1回後志広域連合議会定例会が開催されました。

冒頭に高橋広域連合長から令和4年度行政執行方針が述べられました。

議案の審議では第4次後志広域連合広域計画の策定について、令和3年度補正予算3件、令和4年度各会計予算3件について審議され、いずれの案件も原案のとおり可決されました。

◇ 審議された議案と結果

議案	案	結果
議案第1号	第4次後志広域連合広域計画の策定について	原案可決
議案第2号	令和3年度後志広域連合一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第3号	令和3年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第4号	令和3年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第5号	令和4年度後志広域連合一般会計予算	原案可決
議案第6号	令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第7号	令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算	原案可決

「第4次後志広域連合広域計画」を策定しました

「第4次後志広域連合広域計画」は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、効率的な事務を行っていくため、関係町村との連携を図り、圏域の将来を見据えた広域行政を推進する計画として策定しました。

この計画における運営指針として、関係町村が人口減少など厳しい環境の下、住民福祉の増進と地域の振興に取り組む中で、本広域連合が処理する事務について、関係町村との連携を緊密にし、計画的かつ効率的な運営を図り、広域行政の特性を最大限に発揮できるように努めます。

また、新たな行政事務の広域化として、広域化が適当と認められる行政事務や課題の調査研究を進め、広域行政の新たな展開について、関係町村と連携し取り組むことに努めます。

許しません！税金の滞納！！～税務課からのお知らせ～

◇ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、町村にとって貴重な自主財源です。

財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねません。また、ほとんどの納税者は納期内納税を行っていただいておりますが、このような納税者が報われる（正直者が馬鹿を見ない）社会を実現するためにも、高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。

後志広域連合では、引受けた滞納者について、速やかに徹底した財産調査・捜索を行い、判明した財産について、直ちに差押えを行うなど、厳しい滞納処分を実施します。



後志広域連合における直近5年間の滞納整理の実績は下表のとおりです。
広域連合では、悪質な滞納者には今後も厳しい滞納処分を実施していきます。

年度	引受人数	引受金額(千円)	差押件数	捜索件数	完納人数
29	176	169,841	139	47	90
30	202	116,346	123	52	107
元(31)	219	91,950	119	41	108
2	189	80,291	118	20	97
3(12月末)	180	72,358	134	24	75

◇ 合同公売会への参加とインターネット公売を実施します。

後志広域連合では、債権（預金・給料等）の差押えのほか、動産、自動車（タイヤロックの装着）、不動産（土地・建物）なども差押え、公売処分を行ってきました。令和4年度についても、北海道や市町村との合同公売会やインターネット公売により、差押財産の換価を行います。

なお、インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。

※ インターネット公売についての詳しい内容は、後志広域連合のホームページをご覧ください。（<https://www.shiribeshi-kouiki.jp/zeimu/net-koubai/>）

国民健康保険課からのお知らせ

◇ 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の傷病手当金について

○対象者：次のすべての条件を満たす方

- ・後志広域連合国民健康保険に加入している被用者（給与の日払いを受けている方）
- ・新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養のために仕事ができないこと
- ・4日以上休んでいること
- ・休んだ期間について給与等がもらえないこと

○支給額

（直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×支給対象日数

○支給の対象となる期間

- ・令和2年1月1日～令和4年3月31日まで。ただし、入院が継続するときは最長1年6ヶ月まで。

※時効は、労務不能であった日の翌日から起算して2年間です。

○申請書類・申請方法

- ・下記の国民健康保険傷病手当金支給申請書が必要です。
 - ①世帯主記入用
 - ②被保険者記入用（国保に加入しているご本人用）
 - ③事業主記入用
 - ④医療機関記入用（医療期間を受診せず回復した場合は、不要となる場合があります）
- ※ 振込みをする金融機関の口座が確認できるもの

・申請書は、後志広域連合又は町村へお問い合わせください（後志広域連合のホームページからダウンロードできます。）提出については、感染の拡大防止のため、原則として後志広域連合への郵送でお願いします。

◇ 柔道整復師（接骨院・整骨院）の施術を受けられる方へ

健康保険が使えるのはどんなとき

- ・骨折 不全骨折（ひび） 脱臼
- 応急手当以外は医師の同意が必要です
- ・捻挫
- ・打撲
- ・挫傷（肉離れ等）

健康保険の対象にならないものの例

- ・日常生活での疲労 肩こり 筋肉痛
- ・単なるマッサージ代わり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・病状の改善がみられない長期の施術
- ・病院で治療中の負傷箇所

※外傷性の負傷ではない場合や、労働災害・通勤災害の場合は、健康保険が使いません。負傷の原因を正確にお伝えください。

※施術を受けた際は、療養費支給申請書に署名（押印）が必要です。内容を確認のうえ、ご自身で署名をするようにお願いします。



※施術を受けた際は領収書が発行されます。

確定申告の医療費控除にも用いることができますので、領収書は大切に保管してください。